

# 育児休業延長に係る保育所等利用継続申出書

厚木市長 宛  
厚木市福祉事務所長 宛

次のとおり、育児休業の延長に係る保育所等施設在籍児童の利用継続について申出書を提出します。

育児休業取得者氏名	(在籍児童との続柄 ) (連絡先 — — )		
当該育児休業に係る 出産児氏名等	男・女	年	月 日 (生)
	男・女	年	月 日 (生)
	男・女	年	月 日 (生)
取得済み 育児休業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
育児休業の延長 該当する方に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業に係る児童の満1歳を迎える月の保育所等施設の入所が保留となった場合 <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する <input type="checkbox"/> 育児休業を延長しないで復帰する		
保育所等施設在籍 児童名等	男・女	年	月 日 (生)
	男・女	年	月 日 (生)
	男・女	年	月 日 (生)
在籍保育所等施設名			
申出事項 育児休業を延長する場合のみ記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 了承の後、各項目へ☑を記入してください。	<input type="checkbox"/> 当該育児休業に係る児童の満1歳を迎える月の保育所等施設の入所が保留となった場合は、育児休業を延長します。育児休業期間を変更後、速やかに変更後の育児休業期間が記載された就労証明書を提出します。 <input type="checkbox"/> 当該育児休業の延長に伴い、既に保育所等施設に在籍している児童の利用継続期間は、その期間によって引続き在籍できます。最長翌年度の4月末日までとなることについて、異議ありません。 <input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定の期間（継続利用期間）は、就労証明書に記載されている育児休業終了日までで、最長翌年度の5月15日までの期間になることについて、異議ありません。 <input type="checkbox"/> 当該育児休業を延長した場合は、翌年度の5月15日（15日が土日・祝日の場合は直前の平日）までに復職をし、復職証明書等必要書類を期日までにこども育成課へ提出します。期日までに必要書類の提出がない場合または、復職をしない場合は、この申出書をもって、復職をしない事実が発覚した月の末日までの保育所等施設の退所届又は1号認定変更届とします。		

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日 申出者 \_\_\_\_\_

